

# 福生第二小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月策定

## 1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 いじめに対する基本的な考え方

いじめを生まない、許さない学校づくりのため、いじめ問題へ組織的な対応をし、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。

## 3 学校いじめ防止対策委員会（いじめ防止対策推進法第22条に基づく必置措置）

### （1）構成員

校長、副校長、教務主任、生活指導主任、保健主任、学年主任、スクールカウンセラー  
スクールソーシャルワーカー

### （2）具体的な内容

- ・いじめ防止基本方針の策定、修正
- ・いじめに関わる調査、情報収集
- ・いじめ防止の取組実施
- ・校内研修（OJT）の企画運営
- ・いじめ発生時における対策検討、実施

## 4 いじめ防止のための取組

### （1）道徳教育の充実

児童の実態に応じ、よりよく生きるための基礎となる道徳的価値について学び、それを自己の生き方に反映させ、道徳的実践力を高められるよう意図的、計画的に指導する。

## (2) 「いじめ総合対策」の有効活用

「いじめ総合対策」（令和3年2月、第2次・一部改定 東京都教育委員会発行）を活用し、いじめについての理解と認識を深め、いじめ防止の行動ができる実践力を養う。

## (3) 発達支持的生徒指導の充実

日々、児童への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通して集団への働きかけを行うことを通して、児童理解に努めるとともに、児童の社会的資質・能力の育成を図る。

## (4) インターネット等の適正な利用方法の指導

通話アプリやインターネットの利用に伴う個人情報の不用意な公開や誹謗中傷等の書き込みを行わないように情報モラル教育を計画的に行い、有害情報から子供たちを守れるよう家庭や地域と連携を図る。

## (5) いじめに関する授業の計画的な実施

年間3回、いじめに関する授業を実施することを通して、児童のいじめについての理解と認識を深め、いじめ防止の行動ができる素地を養う。

# 5 いじめ早期発見のための取組

## (1) いじめの兆候を見逃さない

児童の表情や生活の様子、児童の人間関係の変化など児童が発する小さなサインを見逃すことがないように日頃から丁寧な児童理解を進め、いじめの早期発見に努める。また、日頃から児童が教員に相談しやすい人間関係を築く。

## (2) 教職員の情報連携を図る

校内の児童の様子についての情報交換を行える生活指導夕会の充実と、日頃からの情報共有を行うことができる環境作りを行う。教職員や管理職、スクールカウンセラーとも情報を共有し、組織的な連携に繋げる。

## (3) アンケート等の有効活用

「いじめ発見チェックシート」（「人権教育プログラム」）等を活用し、児童の声が教職員に届くようにする。

#### (4) 保護者や地域、関係諸機関との連携

保護者からの相談には迅速に対応し、家庭訪問や面談を実施する。必要に応じて教育委員会、教育センター、子供家庭支援センター等の関係諸機関と連携する。

### 6 いじめ発生時の対応

#### (1) 実態把握

アンケートや相談等によりいじめの事実を把握した場合、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童両方の面談を通し、時系列で事実を確認しながら記録を取る。

#### (2) 学校いじめ防止対策委員会を招集

知り得た情報について、情報共有シートを活用し、共有を図る。今後の指導や保護者、関係諸機関との連携について協議する。

#### (3) いじめを行った児童への指導及び心のケア

いじめを受けた児童が安心して登校できるように、いじめを行った児童への毅然とした指導を行う。いじめを受けた児童といじめを行った児童双方に、スクールカウンセラーとの面談を設定し、精神面でのケアをする。

#### (4) 保護者との連携

保護者には状況を的確に伝え、いじめ解消に向けた対応について保護者の協力を要請する。

#### (5) 関係諸機関への報告

重大ないじめが発生した場合、教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて、児童相談所や子ども家庭支援センター等の関係諸機関へ報告し、連携を取りいじめ解消に向けた対応を行う。

### 7 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、教職員個人が行うのではなく、少なくとも以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策委員会」が子供の状況等を総合的に検討した上で、校長が判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状況が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合には、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ②いじめを受けた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 8 重大事態への対処

### 【重大事態とは】

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

### 【重大事態発生時の対応】

- ①学校いじめ防止対策委員会の設置
  - ⇒いじめを受けた児童の安全確保及び不安解消への対応を最優先する。
- ②教育委員会への報告
- ③調査委員会の設置
- ④質問表等を作成し、学級又は学年全員への聞き取りを行う。
- ⑤聞き取りを踏まえ、いじめ防止対策委員会で以降の対応を検討していく。
  - いじめを受けた児童、保護者に対するSCによるケア、SSWによる家庭訪問の実施。
  - 保健室や特別室への登校の実施、及び適応指導教室や医療機関等と連携した緊急避難措置の実施。
  - いじめを行った児童に対する指導内容、及び必要に応じて児童相談所や子ども家庭支援センター等諸機関への相談の実施。
  - 学級、学年、学校における啓発・指導の実施。
  - 必要に応じて、緊急保護者会の開催。

## 9 特に配慮が必要な児童についての対応

○発達障害を含む障害のある児童に係るいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

○海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びに困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることがないように、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童に対するいじめを防止するため、性同一性障害や性的指向、性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

上記の児童を含め、学校としてとくに配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

## 10 教員研修

東京都教育委員会発行「いじめ問題に対応できる力を育てるために」あるいはいじめ問題解決のための「教員研修プログラム」を活用し、教員研修を少なくとも年間3回実施する。

## 11 学校評価の評価項目の位置付け

学校評価の評価項目には、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組（アンケート、個人面談、授業、校内研修等）の実施状況を位置付け、成果と課題を検証する。また、評価結果を踏まえ、PTAやコミュニティー・スクール委員会と連携して、「いじめ防止基本方針」を改訂する。